

第2次神河町行財政改革大綱

～行財政改革の選択と集中～

平成28年5月

神河町

はじめに

神河町は、平成18年度に第1次神河町行財政改革大綱を策定し、以降、神河町行財政改革実施計画（集中改革プラン）に基づき、10年間にわたる行財政改革の取組を推進してまいりました。歳出の削減努力を積み重ねてきた結果として、今日の健全な財政が堅持されていることは、これまでの行財政改革における大きな成果と捉えています。

しかしながら、近い将来を見据えれば、「地方交付税の段階的縮減期間（平成28年度～平成32年度）の到来による財源の減」、「少子高齢化に伴う人口減少、高齢化社会の進行による住民ニーズの変化、税収の減少、福祉関連経費の増」、「インフラ老朽化の急速な進展による公共インフラの維持、重複類似施設の統廃合、管理、修繕のための経費の増」など、今後の神河町の財政状況に影響を及ぼしかねない課題が山積しています。将来にわたって持続可能な行財政運営を進めていくためには、大きく変化している社会経済環境への十分な対応が必要であることから、今般、第2次神河町行財政改革大綱の策定を行い、平成33年度まで取組を行うこととしています。

本大綱においては、限られた経営資源を有効に活用し、成果の向上を重視した、「行財政改革の選択と集中」を実行することによって、将来にわたって存続可能な神河町を創り上げるとしており、町の財政状況に影響を及ぼしかねない課題について「①合併特例措置期間終了を見据えた、財政基盤の確立」、「②人口減少、高齢化社会を見据えた、持続可能な行財政運営」、「③公共インフラの老朽化を見据えた、効果的な公共投資のあり方」の視点に基づき、今後、取組目標を定めながら計画的に取り組んでいきます。特に多額の費用を要する公共施設の更新、統廃合については、人口推計やニーズ等を勘案した総合的・長期的な視野による経営戦略的な取組を進めます。これら本大綱に基づく不断の行財政改革の取組により、将来世代に負担を残さない、安定した自治体経営の基盤を確立し、あらゆる世代の住民が安心して暮らせる行政サービスを持続的に提供することで、一人でも多くの方々が神河町に「住みたい、住み続けたい。」と感じていただけるよう、魅力あふれるまちづくりを一層推進していきます。

最後に、本大綱に基づく今後の行財政改革の取組にご理解とご協力をお願いいたしますとともに、行財政改革大綱の見直しに当たりご審議賜りました神河町行財政改革推進委員の皆様をはじめ、関係者の方々に対しまして心より御礼申し上げます。

平成28年5月

神河町長 山名宗悟

目 次

1 神河町における行財政改革の必要性

- (1) 優先して取り組むべき課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - ① 地方交付税の段階的縮減期間（平成28年度～平成32年度）の到来による財源の減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - ② 少子高齢化に伴う人口減少、高齢化社会の進行による住民ニーズの変化、税収の減少、福祉関連経費の増・・・・・・・・・・・・ 2
 - ③ インフラ老朽化の急速な進展による公共インフラの維持、重複類似施設の管理、修繕のための経費の増・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 優先して取り組むべき課題への対応・・・・・・・・・・・・ 4
 - ① 目指すべき姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - ② 行財政改革の選択と集中・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

2 取組の方針

- (1) 目指すべき姿の実現に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 取組のテーマ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - ① 合併特例措置期間終了を見据えた、財政基盤の確立・・・・・・・・ 6
 - ② 人口減少、高齢化社会を見据えた、持続可能な行財政運営・・・・ 6
 - ③ 公共インフラの老朽化を見据えた、効果的な公共投資のあり方・・・ 7

3 行財政改革の方向性

- (1) これまでのまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 行財政改革の全体像（イメージ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

4 行財政改革の取組期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

1 神河町における行財政改革の必要性

神河町は、これまでの行財政改革の取組により、職員数の縮小、投資的経費の抑制、繰上償還の実施等、平成26年度実質公債費比率18%未満が達成され、町財政は改善しているものの、人口減、平成28年度以降の普通交付税一本算定等により歳入の減少が見込まれています。第1次神河町行財政改革大綱の策定から10年が経過し、この間、神河町を取り巻く社会情勢は大きく変化していることから、今回、新たな行財政改革大綱の策定を行うこととしました。

(1) 優先して取り組むべき課題

今回の第2次神河町行財政改革大綱の策定に当たっては、健全な財政運営に影響を及ぼす要因となる「地方交付税の段階的縮減期間（平成28年度～平成32年度）の到来による財源の減」、「少子高齢化に伴う人口減少、高齢化社会の進行による住民ニーズの変化、税収の減少、福祉関連経費の増」及び「インフラ老朽化の急速な進展による公共インフラの維持、重複類似施設の管理、修繕のための経費の増」の3点を優先して取り組むべき課題として掲げ、その迅速な対応に向けて取り組むこととしました。

限られた経営資源を有効に活用し、成果の向上を重視することにより、将来にわたって存続可能な神河町を創り上げるため、行財政改革においても、課題を絞り、その課題において集中して改革に取り組みます。

① 地方交付税の段階的縮減期間（平成28年度～平成32年度）の到来による財源の減

今から10年前「平成の大合併」で、全国の市町村の数は大幅に減少しました。普通交付税の算定では「合併算定替制度」による特例が合併後10年間適用され、合併後も合併前の市町村が存続している前提（合併算定）で算定された交付税額が交付されてきました。しかし、合併後10年が経過し特例期間が終了すると、5年間かけて段階的に合併算定が縮減され、最終的に合併後の団体単位で算定

する方法（一本算定）に移行することになります。

神河町におきましても、平成27年度の普通交付税額ベースで合計で約3億7千万円が平成28年度から5年間にわたって段階的に縮減され、平成33年度で神河町としての一町分の普通交付税になります。

これに加え、総人口が減少傾向である中、地方税、使用料、手数料等自主的に調達できる財源の減少も見込まれることから、限りある財源を有効に活用して必要な施策を行っていくことができるよう、歳出全般における経費の重点化に取り組むとともに、財政基盤の確立を図っていかねばなりません。

② 少子高齢化に伴う人口減少、高齢化社会の進行による住民ニーズの変化、税収の減少、福祉関連経費の増

国の人口については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」における推計では、総人口は平成60年（2048年）には1億人を割って9,913万人となり、平成72年（2060年）には8,674万人になるものと見込まれており、生産年齢人口（15～64歳の人口）の割合は50.9%になるとの見込みに対し、高齢化率（高齢人口（65歳以上の人口）の総人口に対する割合）は平成22年（2010年）の23.0%から50年後の平成72年（2060年）には39.9%、2.5人に1人が65歳以上となることを見込まれています。

このように、国においても、今後、人口減少と少子高齢化の急速な進展が現実のものとなり、この中で新たな取組が不可欠となっている現状であります。神河町におきましても、人口は平成27年（2015年）が11,462人で、平成72年（2060年）の将来推計人口では5,135人となり、平成27年（2015年）の約45%になると見込まれています。また、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口は減少傾向にある一方で、高齢人口は増加傾向にあり、平成72年（2060年）には、全体の約45%を占め、国の推計を上回るペースで、人口減少、少子高齢化が進展すると見込まれます。

特に生産年齢人口の減少は、地域経済の規模縮小や地域の活力等の低下を招

き、地域で支え合うことが困難になりつつあることなどから、今後、人口減少に歯止めをかけるとともに、若い世代の定住者を増やしていくことが重要となります。

一方、福祉、子育て、防災、環境等の各分野においては、住民のニーズは多様化・高度化しており、これらのニーズに対して町全体で取り組んでいく必要が生じています。このことから、限られた職員数で、よりきめ細やかで質の高いサービスの提供をしていくため、組織間において情報共有や連携が速やかに図れる体制を整える必要があります。また、事業間の連携においては、対象が類似する事業について更なる連携を進めるなど、事業の効果的な実施や成果向上につなげていくことが必要です。

③ インフラ老朽化の急速な進展による公共インフラの維持、重複類似施設の統廃合、管理、修繕のための経費の増

神河町は、平成17年（2005年）11月7日に2町が合併して生まれました。この合併によって誕生した神河町の公共施設は、そのほとんどが合併前の旧町がそれぞれ独自に住民サービスの提供を目的として設置したものでした。合併後、平成22年（2010年）には、神崎中学校と大河内中学校を統合した神河中学校の建設を行い、さらに平成24年（2012年）には、栗賀小学校と大山小学校を統合した神崎小学校の建設を進めて参りましたが、現時点において、まだまだ数多くの重複している施設があるなど、神河町として適正な配置がなされているとはいえないのが現状です。

このことに加え、少子高齢化の進展による人口減少問題をはじめ、それに伴う生産年齢人口の減少や地方交付税の縮減等により神河町の財政状況が厳しさを増すと推測される中で、今後、これまでに整備してきた公共施設やインフラ資産が改修・更新時期を迎えようとしており、多額の更新費用が必要になると見込まれています。

神河町の公共施設等は昭和45年（1970年）頃から建設量の増加が始まり、昭和57年（1982年）～昭和58年（1983年）にかけて最初の整備（長

谷小学校及び寺前小学校)の集中が見られます。これらは現在、概ね築30年を超えており、近い将来、更新時期を迎えることとなります。また、その後も継続的な建設が続いており、このことを投資額で確認してみると、今後40年間の更新費用の総額は約265.4億円で、年平均約6.6億円と見込まれます。この6.6億円は平成27年度当初予算の約7.5%となっています。

公共施設等の全体把握とそれを取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に把握・整理するとともに、長期的な視点を持って公共施設等の長寿命化や施設の統廃合、機能転換等も含め、適正配置、有効活用及び財政負担の軽減・平準化について立案していかなければなりません。

また、公共施設等の更新に当たっては、将来にわたって施設を利用する次世代の住民に対して平等な財政負担を求めるため、地方債の発行も想定されます。しかし、その負担を過度なものとしないう、必要な財源として基金の活用や国・県支出金等の財源を確保することにより、地方債の発行を極力抑えた事業計画を策定していかなければなりません。

(2) 優先して取り組むべき課題への対応

① 目指すべき姿

優先して取り組むべき課題に対しては、迅速かつ効果的に対応していく必要がありますが、そのためには、まず課題を解決することによりどのような状態を目指すのかを明確にしておかなければなりません。

多様化・高度化する住民ニーズに対応し、住民が「住みやすさ」を実感できる魅力あるまちづくりを推進していくに当たっては、何より健全な財政運営の維持が欠かせません。今後、町税の増加を見込むことが困難である中、増えることが予想される歳出においては、今のうちから、事務事業のあらゆる経費の見直しによる更なる重点化を進め、メリハリのある財政運営をしていかなければなりません。また、公共施設やインフラの更新に要する費用は、歳出に占める割合が大きいことから、必要な財源確保のために計画的に基金を積み立てておくことや、費用負担の平準化を図るための地方債について、必要な時に発行できるよう

な財政状況の健全化が必要です。さらに、公共施設等については施設そのもののニーズを把握した上で、最適な施設配置を行っていかねばなりません。

そこで、将来にわたってあらゆる世代の住民が安心して暮らせる行政サービスを持続的に提供していくため、本大綱においては、『行財政改革の選択と集中により、将来にわたって存続可能な神河町を創り上げること』を目指します。

② 行財政改革の選択と集中

前述のとおり、今回の第2次神河町行財政改革大綱の策定に当たっては、健全な財政運営に影響を及ぼす要因となる「地方交付税の段階的縮減期間（平成28年度～平成32年度）の到来による財源の減」、「少子高齢化に伴う人口減少、高齢化社会の進行による住民ニーズの変化、税収の減少、福祉関連経費の増」及び「インフラ老朽化の急速な進展による公共インフラの維持、重複類似施設の統廃合、管理、修繕のための経費の増」の3点を優先して取り組むべき課題として掲げ、その3点の課題に対し、重点的に取り組むこととし、行財政改革の進捗を把握していきます。

2 取組の方針

(1) 目指すべき姿の実現に向けて

健全財政を維持していくためには、設定した目標の進捗状況を把握し、行財政改革に取り組んでいかねばなりません。一方で、財源にも限りがあることから、現状の中であらゆる住民ニーズに応じて事業を展開することは極めて困難となるでしょう。将来にわたって持続可能な行財政運営を行っていくためには、事務事業の経費を始めとする歳出全般において、「本当に必要な経費であるのか」、「その事業規模は適正であるのか」などを、常に将来を見据えて検証していかなければなりません。

そのことから、目指すべき姿の実現に向けて、限りある財源を有効な政策に効果的に投入していくことが必要と考えています。

(2) 取組のテーマ

① 合併特例措置期間終了を見据えた、財政基盤の確立

一本算定へ移行することによる普通交付税額の減少及び町税収等自主財源の減少により、神河町において、将来にわたって投資可能な財源の減少が見込まれる中、財政基盤の確立については大変大きな課題です。財源の減少が確実な中、事務事業の見直しによる経費の重点化に取り組む必要があると考えます。

経費の重点化においては、経済性を重視した費用の削減のみを求めるのではなく、事業の推進に当たり、必要な情報の取得や分析を十分に行い、あらゆる経営資源（ヒト・モノ・カネ）を複合的な要素として捉えて有効に活用していくことが必要です。そこで、必要な事業には資源を重点的に配分するなど限られた経営資源を有効に活用し、成果の向上を重視した経営的な財政運営を行うことにより、財政基盤の強化を図ります。

② 人口減少、高齢化社会を見据えた、持続可能な行財政運営

神河町の総人口は、平成27年度では11,462人と過去5年間で827人減少しました。神河町への転入は、転出を大きく下回っており、近年はさらに減少傾向にあります。また、出生数は死亡数と比べて少なく、減少傾向にあります。このような現状の中、平成27年10月、神河町地域創生総合戦略を策定しました。

この総合戦略は、神河町公共施設等総合管理計画と相まって、人口減少時代に、総合的、効果的に対応し、持続可能で快適な地域づくりを目指すものです。総合戦略の施策には数値目標を定め、政策効果を客観的に検証し、必要な改善を行うこととしています。

総合戦略の施策を効果的に実施するためには、これまでの各施策の「選択と集中」をより一層強力に行うことにより、財源の重点化を行い、計画的に持続可能な行財政運営に取り組みます。

③ 公共インフラの老朽化を見据えた、効果的な公共投資のあり方

少子高齢化の進展による人口減少問題をはじめ、それに伴う生産年齢人口の減少や地方交付税の縮減等により神河町の財政が逼迫する中で、長期的な視点を持って、財政面と公共施設等を通じた安心・安全で利便性の高いサービスを両立させ、将来にわたって活力のある町を住民とともに創っていくことが重要課題といえます。このような背景のもとで、公共施設等の適正配置、有効活用及び財政負担の軽減・平準化を実現するため、神河町公共施設等総合管理計画（別紙）の策定を行いました。

この管理計画は、新たな公共施設等整備の抑制、公共施設等保有量の段階的縮減、公共施設等のサービス機能に着目した統廃合や再配置の実施、公共施設等の有効活用など、効果的な公共投資のあり方について一定の方向性を定めています。

この管理計画に沿って、施設の長寿命化や施設の統廃合、機能転換等これまで実現することのできなかつた改革に取り組みます。

3 行財政改革の方向性

（1）これまでのまとめ

これまでの記述において、神河町における行財政改革の必要性として、優先して取り組むべき課題を3点掲げ、その対応や取組の方針を示してきました。

取組方針の実現については、「住民のために何ができるのか」、「住民サービスの向上につながることはないのか」などについて、職員一人ひとりが住民目線を意識して考えることが大前提となりますが、その上で、組織として進むべきビジョンを明確にして、限られた経営資源を有効に活用し成果の向上を目指した行財政改革に取り組んでいきます。

(2) 行財政改革の全体像（イメージ）

現在の神河町が直面する課題

- 1 地方交付税の減額 ◇段階的縮減期間（平成28年度～平成32年度）の到来による自主財源の減
- 2 少子高齢化に伴う人口減少、高齢化社会の進行 ◇住民ニーズの変化、税収の減少、福祉関連経費の増
- 3 インフラ老朽化の急速な進展 ◇公共インフラの維持、重複類似施設の管理、修繕のための経費の増



～行財政改革の選択と集中～

限られた経営資源を有効に活用し、成果の向上を重視することにより、行財政改革においても、課題を絞り、その課題において集中して改革に取り組み、課題を解決していきます。

取組テーマ1 合併特例措置期間終了を見据えた、財政基盤の確立

(1) 財政調整基金の残高の確保

類似団体の平均値1.6億円を基本的には目標にしながら、普通交付税が一本算定となる平成33年度末の残高目標については、平成34年度以降の安定的な財政運営を行うために1.3億円に設定し、この額を下回らないように確保していくことを考えていきます。また、今後の大規模な財政支出や将来のリスクへの備えと、安定した財政運営を維持していくため、特定の目的のための各基金へ

の積立てにより基金残高の増加を行うとともに、各基金の目的に沿った事業への効果的な充当を行っていきます。

(2) 実質公債費比率の抑制

6年後の平成33年度の目標を13.5%に設定し、地方債の新規債の発行については交付税措置のある有利な地方債を優先的に発行しながら必要最小限の借り入れとし、実質公債費比率の抑制を行い、より一層の財政の健全化を図っていきます。

取組テーマ2 人口減少、高齢化社会を見据えた、持続可能な行政運営

(1) 歳入の増加への取組

① 町税等徴収金の収納率の向上

関係課で組織している神河町町税等滞納整理対策委員会のより一層の取組強化により、課を超えた横断的な情報共有を図り、収納率の向上に努めます。負担の公平性の観点からも、厳正な滞納処分の執行（財産調査、差押え、インターネット活用を含めた公売等）に毅然とした態度で挑み、滞納額を縮減します。

② 受益者負担の適正化

サービスを受ける住民と受けない住民の公平性を確保するため、特定の目的のための行政サービスの受益者が負担する使用料、手数料、負担金等については、算定基準、負担割合、減免制度を検証し、定期的に見直す中で、町の負担と受益者負担との均衡を図ります。現在は無料で提供しているサービスであっても、その性質やコスト、他市町等の状況も勘案しながら、新たな負担を求めていくことも検討します。

③ 未利用の町財産の利活用等による財源の確保

利用計画がない普通財産や神河町公共施設等総合管理計画の取組により生み出された旧施設の跡地などの資産については、売却や貸し付けを基本に、新たな歳入の確保に努めます。

(2) 歳出の削減への取組

① 更なる定員管理の適正化による人件費の抑制

職員数は類似団体と比較すると依然として多い状況にあることから、職員数と年齢構成、そして事務量のバランスに配慮し、事務事業の簡素化・効率化に取り組みながら、効果的な人的配置を進め、更なる定員の適正化を図り、人件費を抑制していきます。

② 事務事業の徹底した節減合理化や見直しによる物件費・補助費等の削減

既存の事務事業の成果・効果や達成度などを今一度点検し、変化する社会情勢の中で目的を達成した事業の廃止はもちろんのこと、新たな事業への転換を図っていくため、「どのサービスを残し、財源を集中していくか」の基本方針を示し、事業全体にわたり抜本的かつ大胆な見直しや廃止を行います。

③ 特別会計・公営企業会計への繰出金の適正化

それぞれの会計ごとに将来の経営健全化を前提とした収支計画を立てる中で、繰出基準内での繰出金とします。

④ 公共施設の管理運営の効率化

公共施設の運営については、利用時間等の弾力的な運営や維持管理費及び受益者負担の適正化を検討しながら、利便性の向上や管理運営の効率化を図り、施設の目的や性質に応じた最適な運営形態へ転換していきます。

(3) 経常収支比率

類似団体の平均値 85.9% の水準に近づけていくことを基本に、まずは目標を 90～92% 前後に設定し、人件費・公債費などの義務的経費、そして物件費・補助費等、その他の経常経費をできるだけ縮減し、自由に使える金額を確保していきます。

取組テーマ3 公共インフラの老朽化を見据えた、効果的な公共投資のあり方

(1) 公共施設等総合管理計画に基づく施設への投資の適正化

既存の施設については、公共性や採算性、類似性、地域性等を判断材料とした一定の基準を持って町の規模に応じた適正な施設数、配置にすることを目指し、統廃合を進めていくこととし、財政負担の軽減と平準化を行っていきます。また、財政負担の軽減のため、今ある施設を大切に保全（長寿命化）し、安全性や快適性を持続させることも大切であり、これはライフサイクルコスト（施設の企画・設計・建築から、その施設の維持管理、最終的な解体・廃棄までの施設全生涯に要する費用の総額）削減の観点からも重要なことです。

神河町公共施設等総合管理計画の基本的な方向性の中で、行財政改革の取組期間（平成33年度）までに廃止、解体、移転及び民間活用としている施設については、計画に基づき実施をしていきます。さらに、取組期間以降に廃止等を行う予定の施設についても、その実施に向けて、計画的に取り組んでいきます。

4 行財政改革の取組期間

取組期間は平成28年度から平成33年度までとし、取組状況により、平成31年度以降の取組について見直しを行います。